

(証券コード2060)

2021年6月4日

株 主 各 位

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2

フィード・ワン株式会社

取締役社長 山内 孝史

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいます。以下のいずれかの方法により、2021年6月24日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

5ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

2. 場 所 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 日輪（5階）

3. 会議の目的事項 報告事項

- 第7期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
- 第7期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクを着用するなど感染症予防策に充分ご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスクを着用させていただくほか、感染症拡大防止のための必要な対応（株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、株主様に対する検温の実施、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

【ご注意事項】

- ・当社ではご来場の株主様へのおみやげのご提供はございません。また、株主懇談会等の催し物も行っておりません。
- ・お飲み物のご提供等につきましては控えさせていただきます。
- ・今後の状況により会場の変更等の株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.feed-one.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ・当日、当社役員及び係員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

1. 連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.feed-one.co.jp/>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
2. 添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.feed-one.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

開催場所 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 日輪（5階）

※「株主総会招集ご通知」をご持参ください。

事前に議決権を行使していただく場合

▶ 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

- 賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとして、お取扱いいたします。
- 第2号議案で、一部の候補者の賛否を表示する場合
⇒ 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時20分到着まで

▶ インターネット等による議決権行使



5ページのインターネット等による議決権行使のご案内をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時20分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権のお取扱い

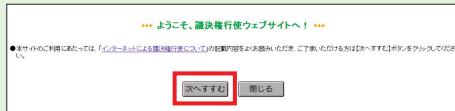
書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

パソコンの場合

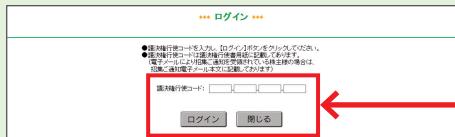
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス <https://www.web54.net>

「次へすすむ」をクリックしてください。



2 議決権行使コードを入力

同封の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



3 パスワードを入力

同封の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックしてください。
※次の画面で新しいパスワードを設定します。
設定した新しいパスワードは大切に保管してください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取り

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

■ 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

「議決権行使コード」及び「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。



お問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
(専用ダイヤル)

0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために緊急事態宣言が発令され、外出自粛や休業要請等がなされたことにより、企業活動が制限されたほか、個人消費も大幅に落ち込むなど急速に経済活動が停滞しました。5月の宣言解除後に経済活動が再開され緩やかな回復基調を示しておりましたが、1月に再び緊急事態宣言が発令されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

このように先行きと収束時期が見通せない状況ではありますが、当社は安心安全な「食」を安定的にお届けすることを社会的な使命と捉えて責任を果たすべく、畜産・水産生産者の皆様に対する配合飼料の安定供給、消費者の皆様への安心安全な畜水産物の供給を継続しております。なお、現時点で当社の財政状態及び経営成績に与える影響は軽微であると考えておりますが、今後の動向により業績予想に修正の必要性が生じる可能性があります。

飼料業界におきましては、中国による米国産とうもろこしの大量の買付に加え、南米の主産地であるブラジルやアルゼンチンの天候不順による作柄への懸念等により、昨年末から今年にかけてとうもろこし、大豆粕の価格は急騰しております。

畜産物につきましては、豚肉相場は家庭向けの消費によって国産豚肉の需要が増加したこと等により前年同期を大きく上回りました。鶏卵相場は生産過剰のため前年同期と比べて大きく下回って推移しておりましたが、11月以降、全国各地で鳥インフルエンザが発生し、供給量が減少したこと等により期末にかけて大幅な値上げとなりました。なお、牛肉相場は新型コロナウイルスの影響による消費の減退等により、前年同期を下回って推移しました。

こうした環境にあって、当社グループは3ヶ年の中期経営計画の達成に向けて、原料調達・生産体制の合理化、畜産・水産生産者へ供給する製品の品質・サービスの向上、コスト低減などの取り組みを進めてまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、売上高は2,141億2千万円（前年同期比0.4%減）、営業利益は56億7千2百万円（前年同期比4.8%増）、経常利益は60億8千1百万円（前年同期比6.0%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は44億3千8百万円（前年同期比15.5%増）となりました。

事業部門別の業績の状況は次のとおりであります。

飼料事業

飼料事業では、畜産飼料の販売数量は前年同期並みとなりましたが、水産飼料の販売数量は微減しており、平均販売価格は畜産・水産飼料ともに前年同期を下回ったこと等から、売上高は1,621億8千万円（前年同期比0.2%減）となりました。営業利益は、飼料価格安定基金負担金等の販売費及び一般管理費が大きく減少したこと等から、75億5千7百万円（前年同期比7.5%増）となりました。

食品事業

食品事業では、豚肉相場は前年同期を大きく上回って推移したものの、鶏卵相場は前年同期を下回りました。また、鳥インフルエンザ発生に加え新型コロナウイルス感染症の影響により鶏卵の業務用需要が縮小し、取扱数量が減少したこと等から、売上高は492億5千9百万円（前年同期比1.1%減）となりました。営業利益は、豚肉相場の上昇に伴う仕入コストの増加及び鶏卵の取扱数量減少等により、1億5千万円（前年同期比61.7%減）となりました。

その他事業

特約店、畜産・水産生産者への畜水産機材等の販売の結果、売上高は26億8千1百万円（前年同期比1.9%減）となり、営業利益は3億4千6百万円（前年同期比4.2%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、主に飼料事業部門における工場新設工事や製造設備の合理化工事を行ったこと等により設備投資等の総額は81億2千万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、借入条件と窓口を一本化し、資金調達の機動性及び安定性を確保することを目的として取引金融機関9行と総額65億円のシンジケートローン契約を締結しております。

なお、当期末において当該契約に基づく実行残高は63億3千3百万円であります。

(4) 対処すべき課題

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大による景気の後退懸念、飼料畜水産業界においては、CSF（豚熱）や鳥インフルエンザ等の疾病の発生、原料相場、為替相場の変動、また、米国を発端とする貿易問題のもたらす影響など、先行きの不透明感が非常に強い状況にあります。

このような環境の下、当社グループとしては畜水産生産者の皆様への製品の安定供給、消費者の皆様への安心安全な食品の提供が絶対的な使命であると考えております。

2021年度より第3次中期経営計画が始まりますが「経営統合の総仕上げ」を基本方針として「畜産飼料」の更なる収益基盤強化、「水産飼料」「食品事業」「海外事業」の成長加速、ESG経営の推進と基盤強化を基本戦略として事業の拡大に邁進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第4期 (2017年度)	第5期 (2018年度)	第6期 (2019年度)	第7期 (2020年度)
売上高 (百万円)	207,562	212,886	215,050	214,120
経常利益 (百万円)	4,103	4,466	5,737	6,081
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,971	4,657	3,842	4,438
1株当たり当期純利益 (円)	15.08	23.66	97.64	112.78
総資産 (百万円)	87,257	88,934	90,880	99,251
純資産 (百万円)	33,304	36,413	38,906	42,794

- (注) 1. 第7期の状況につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 当社は、2020年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	主な事業内容
フィード・ワンフーズ株式会社	食肉の加工販売
ゴールドエッグ株式会社	鶏卵の加工販売
フィードグローブ株式会社	飼料、畜産物等の仕入販売
北九州フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
鹿島フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売
南九州フィードワン販売株式会社	飼料の仕入販売

(注) フィードグローブ株式会社は配合飼料等の仕入・販売事業を分割し、2021年4月1日付で空知管理サービス株式会社へ商号変更いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業部門	事業の内容
飼料事業	飼料の製造、加工並びに販売
食品事業	畜水産物の仕入、生産、加工並びに販売
その他事業	畜水産機材等の販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	神奈川県横浜市神奈川区	北九州支店	福岡県福岡市博多区
研究所	福島県田村郡小野町	南九州支店	宮崎県都城市
道東支店	北海道釧路市	石巻工場	宮城県石巻市
道央支店	北海道札幌市中央区	鹿島工場	茨城県神栖市
東北支店	宮城県仙台市宮城野区	名古屋工場	愛知県名古屋市港区
関東支店	茨城県神栖市	知多工場	愛知県知多市
中部支店	愛知県名古屋市港区	北九州水産工場	福岡県北九州市若松区
関西支店	岡山県倉敷市	北九州畜産工場	福岡県北九州市若松区
四国支店	愛媛県宇和島市		

② 重要な子会社の所在地

会社名	所在地
フィード・ワンフーズ株式会社	神奈川県横浜市神奈川区
ゴールドエッグ株式会社	大阪府八尾市
フィードグローブ株式会社	北海道岩見沢市
北九州フィードワン販売株式会社	熊本県熊本市北区
鹿島フィードワン販売株式会社	茨城県石岡市
南九州フィードワン販売株式会社	宮崎県都城市

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団 (連結)

従業員数	前連結会計年度末比
933名 (413名)	0名 (△15名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社 (単体)

従業員数	前事業年度末比
529名 (54名)	15名 (△3名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社横浜銀行	3,593百万円
農林中央金庫	2,704百万円
株式会社三井住友銀行	1,826百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,273百万円
株式会社みずほ銀行	1,130百万円

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 39,477,128株 |
| ③ 株主数 | 16,851名（前期末比 2,790名減） |
| ④ 大株主 | |

株主名	所有株式数	持株比率
三井物産株式会社	9,838千株	24.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,924千株	4.88%
有限会社大和興業	1,207千株	3.06%
ケイヒン株式会社	1,047千株	2.65%
株式会社横浜銀行	981千株	2.49%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	967千株	2.45%
東京海上日動火災保険株式会社	857千株	2.17%
農林中央金庫	840千株	2.13%
朝日生命保険相互会社	803千株	2.04%
株式会社ヨンキユウ	600千株	1.52%

- (注) 1. 大株主は2021年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 持株比率は自己株式（18,501株）を控除して計算しております。
3. 「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式105,460株は自己株式に含めておりません。
4. 2020年10月1日付で普通株式につき5株を1株とする株式併合を行っており、これにより、発行済株式の総数は、157,908,512株減少しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況
山内孝史	代表取締役社長
野口隆	取締役（副社長執行役員 管理本部長 兼 水産飼料部管掌）
畠中直樹	取締役（専務執行役員 畜産事業本部長 兼 研究所管掌）
鈴木庸夫	取締役（専務執行役員 社長室長 兼 経営企画部・品質保証部管掌）
荒木田幸浩	取締役（常務執行役員 食品事業本部長）
石塚章夫	取締役（中浦和法律事務所代表弁護士）
久保田紀久枝	取締役（お茶の水女子大学名誉教授） （東京海洋大学監事（非常勤）） （東京農業大学監事（非常勤））
後藤敬三	取締役（立教大学大学院経済研究科特別任用教員）
塚原慶一	取締役（三井物産(株)食料本部畜水産事業部長） （三創（深圳）有限公司董事長）
矢野栄一	常勤監査役
齋藤俊史	常勤監査役
椿勲	監査役（(株)椿総合経営研究所代表取締役）

- (注) 1. 2020年6月23日開催の第6期定時株主総会において後藤敬三及び塚原慶一の両氏が新たに取締役に選任され就任しております。
2. 取締役石塚章夫、久保田紀久枝、後藤敬三及び塚原慶一の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役矢野栄一及び椿勲の両氏は、社外監査役であります。
4. 取締役石塚章夫、久保田紀久枝及び後藤敬三並びに監査役椿勲の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
5. 監査役椿勲氏は、公認会計士資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役又は監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役又は監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 当該方針の決定方法

当社は報酬の決定方針については、取締役会で決定することとしており、次の基本方針を定めております。

(基本方針)

- ・ 社外取締役を主な構成員とする指名・報酬委員会への取締役の個別報酬等に関する諮問を原則とし、役員報酬決定手続きにかかる透明性、客観性が確保できるプロセスを経ること。
- ・ 中期経営計画に基づく短期的な業績連動及び中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとなる設計とすること。
- ・ 優秀な人材を確保・維持できる金額水準としつつ、役位別の報酬額が同業他社及び同規模の企業と乖離しないこと。

2) 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は金銭報酬（固定報酬、業績連動報酬）と非金銭報酬（株式報酬）で構成されており（社外取締役の報酬は固定報酬のみ）、上記の基本方針に基づき、役位、業績目標数値に対する達成率、部門評価、市場環境、社会情勢等を総合的に勘案して金銭報酬と非金銭報酬の額をそれぞれ算出しております。また、指名・報酬委員会において各報酬の支給割合は金銭報酬と非金銭報酬の総額のバランスを勘案しつつ、同業他社及び同規模の企業と比較検討を行うこととしております。

業績連動報酬にかかる指標は、事業環境要因の変動や持分法適用関連会社の運営にかかるリスク等も広範に捉えた上で各取締役の業績評価を明確にするため、当社の中期経営計画の経常利益としており、金銭報酬及び非金銭報酬の額に対して、業績連動報酬は役位別に中期経営計画の達成状況に連動して0%から25%の範囲で構成され、非金銭報酬は役位別に9%から15%の範囲で構成されております。

なお、監査役の報酬については、監査役会の協議により決定しております。

当事業年度における業績連動報酬に係る目標は経常利益55億円であり、実績は60億円でありました。

3) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると取締役会（指名・報酬委員会）が判断した理由

指名・報酬委員会にて役位別の報酬額を同業他社及び同規模の企業の報酬と比較検討を行い判断しております。

〈参考〉当社の取締役の個別報酬額の算定式と構成比率

1. 固定金銭報酬及び非金銭報酬

外部調査機関の役員報酬調査データを基に、上場・非上場企業における規模（売上、従業員数、時価総額等）の水準を勘案した中央値を基準とし、役位別に設定しております。

2. 業績連動金銭報酬

当社の中期経営計画の経常利益を指標として次の算定式によって計算しております。

(算定式)

業績連動金銭報酬^{*1} = 基準金額 + 配賦額：(実績経常利益 - (中期経営計画の経常利益 + 1億円))^{*2*3}
 × 役位別配賦率 × 評価係数

※1 業績連動金銭報酬は基準金額の150%を上限としております。

※2 実績経常利益と中計経常利益 + 1億円の差額の3.5%を取締役及び執行役員合計の配賦額としております。なお、2020年3月期にかかる取締役の配賦額は同1.7%であります。

※3 実績経常利益が中計経常利益 + 1億円の80%未満の場合業績連動金銭報酬は支給いたしません。

3. 報酬の構成比

役位別の個別報酬の構成比は次の表のとおりとなります。（小数点以下切り捨て）

役位	実績経常利益 < (中計経常利益 + 1億) × 80%			実績経常利益 = 中計経常利益 + 1億			配賦額 ≤ 基準額 × 150%		
	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
代表取締役社長	84%	0%	15%	69%	18%	12%	63%	25%	11%
取締役副社長執行役員	86%	0%	13%	72%	16%	10%	66%	23%	10%
取締役専務執行役員	87%	0%	12%	73%	15%	10%	68%	21%	9%
取締役常務執行役員	87%	0%	13%	73%	15%	10%	68%	21%	10%

② 会社役員の報酬等に関する定款の定め又は株主総会の決議に関する事項

1) 株主総会の決議の日並びに当該決議に係る会社役員の数

金銭報酬：2015年6月26日株主総会決議、取締役10名（うち社外取締役3名）、監査役4名

非金銭報酬：2018年6月28日株主総会決議、取締役5名（社外取締役は除く）

2) 定めの内容の概要

取締役報酬総額は300百万円以内（社外取締役は30百万円以内）、監査役は90百万円以内

なお、非金銭報酬は上記とは別枠で3年で90百万円以内

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

1) 当該決定した旨

指名・報酬委員会の諮問を経て、当社取締役会で代表取締役に一任することを決定しております。

2) 委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における地位及び担当

委任を受けた者：代表取締役社長 山内孝史

3) 委任された権限の内容

取締役の個別報酬の額の決定。

4) 権限を委任した理由

指名・報酬委員会での諮問及び指名・報酬委員会委員長から取締役会に対し、個別の報酬額は当社方針に照らし妥当性があることの意見が述べられたため、指名・報酬委員会の諮問及び意見の範囲で決定を委任することは代表取締役の権限として合理的な範囲にあると判断しております。

5) 権限が適切に行使されるようにするための措置

個別の取締役への報酬額を通知するとともに、指名・報酬委員会へ報告を実施しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役 (うち社外取締役)	10名 (5名)	217百万円 (20百万円)	157百万円 (20百万円)	38百万円 —	21百万円 —
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	43百万円 (24百万円)	43百万円 (24百万円)	— —	— —

(注) 1. 上記報酬等の額のほかに当社社外役員が当事業年度に当社子会社から受けた役員報酬はありません。

2. 取締役の報酬等の総額には当事業年度に計上した役員向け株式交付信託にかかる役員株式給付引当金21百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者等を兼任している場合の当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役塚原慶一氏は、特定関係事業者（主要な取引先）である三井物産(株)の業務執行者（使用人）及び三創（深圳）有限公司の董事長であります。

三井物産(株)は当社の主要株主であり、当社と同社の間には原料等の取引関係があります。

当社と三創（深圳）有限公司との間に取引等特別の関係はありません。

- ・監査役椿 勲氏は、(株)椿総合経営研究所の代表取締役であります。

なお、当社と同社との間に取引等特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
石 塚 章 夫	社 外 取 締 役	17回の取締役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的な知見から適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員長を務めております。
久保田 紀久枝	社 外 取 締 役	17回の取締役会のすべてに出席し、食品事業に関する専門的な知見から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員を務めております。
後 藤 敬 三	社 外 取 締 役	就任後開催された13回の取締役会のすべてに出席し、金融・経済等に関する専門知識及び日本貨物鉄道(株)の常勤監査役として培われた経験から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員を務めております。
塚 原 慶 一	社 外 取 締 役	就任後開催された13回の取締役会のすべてに出席し、主に穀物・油脂事業に携わった業務経験から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会における委員を務めております。
矢 野 栄 一	社 外 監 査 役	17回の取締役会及び27回の監査役会のすべてに出席し、金融機関で培った経営・財務に関する幅広い見識から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。
椿 勲	社 外 監 査 役	17回の取締役会のすべて及び27回の監査役会のうち26回に出席し、公認会計士として培った専門的な知見から適宜、質問をするとともに意見を述べております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	区分	主な活動状況
石塚章夫	社外取締役	石塚章夫氏には、法律の専門家として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただくことを期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、法的な観点から意見を述べております。
久保田紀久枝	社外取締役	久保田紀久枝氏には、食品分野における専門家として、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。
後藤敬三	社外取締役	後藤敬三氏には、金融・経済等における専門家として、また、日本貨物鉄道㈱の常勤監査役として培われた経験を活かして業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し、知見を活かした意見を述べております。
塚原慶一	社外取締役	塚原慶一氏には、穀物・油脂事業に対する知見に加え、海外法人のCOO及び食肉関係の会社で執行役員を務めるなどの経営経験を活かし、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の経営体制の強化につながる役割を期待しており、取締役会等の重要な会議に出席し知見を活かした意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の合計額	53百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、会計監査人の職務執行状況、監査報酬の見積りの算出根拠が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役会は、法令、定款、株主総会決議、社内諸規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ② 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令等を遵守し、適切な企業活動を推進することを目的に「フィード・ワングループ社員行動規範」の周知を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査する。
- ④ 内部通報制度規程を当社グループに周知するとともに、毎年の通報状況について定期的に当社取締役会へ報告し、取締役会は当該通報結果に対するフォローアップを行い、その実効性を高めるために必要な措置を講じる。また、内部通報制度に関する評価を行い、継続的な改善を図る。
- ⑤ 当社取締役会は内部通報制度を含むコンプライアンスに関して当社グループへ教育、研修、周知に努めると共に、必要な能力、適性を有する担当者を配置、育成するよう努める。
- ⑥ コンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。

- ⑦ 当社グループは市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、決して反社会的取引は行わない。また、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務に関する文書の管理は、適用される法令、「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、重要な文書・記録を適切に保存及び管理する。
- ② 当社グループの個人情報の取扱いについては、「個人情報保護規程」等に基づき管理する。
- ③ 当社グループの企業秘密の取扱いについては、「営業秘密保持規程」に基づき管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの品質に伴うリスクを管理するため、「品質方針」を定めるとともに、品質保証部を中心とした当社グループの製品、商品の安全性等品質上のリスク発生を防止する管理体制とする。また、品質保証委員会において品質に関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。
- ② 当社グループの事業展開に伴い生じるリスクを管理するため、「全社的リスクマネジメント規程」を運用するとともに、経営企画部がリスク情報を統括して、取締役会等への定期的な報告を行う。また、各部門が担当する業務の個別具体的なリスク管理を行う。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して機能の明確化と経営の迅速化を図るための執行役員制度を設ける。
- ② 意思決定・監督機能と業務執行機能との間で共通認識を確保し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、重要事項については、経営会議の審議を経て毎月開催される取締役会において意思決定を行う。
- ③ 当社グループは、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき区分し、それぞれの担当部門の責任者がその権限と責任に従い適切に運営する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 代表取締役及び関係する取締役、執行役員並びに使用人が出席するグループ戦略会議及び「関係会社管理規程」、「職務権限規程」等に基づきグループ各社の業務の執行を管理する。
- ② 業務ラインから独立した内部監査部に定期的な当社及び当社グループ各社の内部監査を実施させ、内部統制システムの運用及び整備の状況を調査し、その調査内容、改善事項等を当社取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 監査役会の事務局を総務部とするほか、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の職務を補助するための使用人を置く。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査役の職務を補助するための使用人の職務の独立性を阻害しないよう留意するとともに、総務部の担当取締役は、監査役の職務を補助するための使用人の人事について、あらかじめ監査役会の同意を得る。

(8) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が取締役会のほか経営会議、グループ戦略会議等の社内の重要な会議に出席し適時報告を受けられる体制を整えるとともに、監査役の求める定期報告や重要な稟議書、議事録などの書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査役に報告する。また、監査役が当社グループの業務の執行状況に関し説明を求めたときは、当社グループの取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ確に対応する。
- ② 当社グループの取締役、執行役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの経営に著しい影響を及ぼす事象の発生を認識したときは、監査役に対し速やかに報告する。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役へ相談通報したことを理由として、いかなる不利益を与える取扱いも行わない。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び取締役は、監査役と定期的に意見交換を行うとともに、監査役監査の重要性を認識し、監査役が会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査できるよう監査業務への協力体制を整える。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。

当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

・業務の適正確保全般

当社は、「グループ戦略会議」を原則として月1回以上開催し、当社グループの業務の執行状況を確認しております。また、重要な案件については、原則として月1回以上開催される「経営会議」にて審議し、取締役会において意思決定がなされております。なお、当事業年度においてグループ戦略会議は7回、経営会議は16回、取締役会は17回開催されました。

グループ会社の業務執行については、「関係会社管理規程」を制定・運用し、管理しております。その他、内部監査部がグループ各社の内部監査を行い、その結果を取締役会に定期的に報告するとともに、監査

役、会計監査人及び社外取締役と連携し、意見交換を行っております。

・コンプライアンス

当社は、代表取締役社長が設置する「コンプライアンス委員会」を当事業年度においては4回開催し、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題について調査・審議を行いました。また、取締役、執行役員、使用人等に対してコンプライアンス研修会を実施するなど、コンプライアンス意識の向上を図っているほか、社外弁護士、社外監査役及び内部監査部を窓口とする内部通報制度を当社グループに対して周知徹底しております。

・リスク管理体制

当社は、「全社的リスクマネジメント規程」に基づく、全社的なリスクマネジメントの仕組みを設けております。また、当社事業が発生する個別のリスクについては、社内諸規程及び「コンプライアンス委員会」、「与信委員会」等の各部門が開催する委員会により管理しております。

・監査役の監査の実効性確保

当社の監査役会は、社内監査役1名、社外監査役2名で構成されております。

当事業年度において監査役会は27回開催され、取締役等からその職務の執行状況について報告を受けたほか、常勤監査役が分担して重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会等の重要会議に出席しております。また、会計監査人のほか代表取締役、社外取締役及び内部監査部門と意見交換をし、取締役、執行役員、使用人から重要な報告を求めるとともに、協議、決定をしております。

また、社内監査役及び社外監査役はその役割に応じ「経営会議」、「グループ戦略会議」、「コンプライアンス委員会」等の重要会議に出席しております。

監査役と代表取締役は監査役（会）への報告体制等の整備について、監査役の重要な会議等への出席及び重要な書類等の閲覧並びに監査役への定期的報告事項及び臨時的報告事項等を申し合わせしており、監査役の監査の実効性を確保しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は資本政策の機動性を確保するため、定款に、会社法第459条第1項各号に定める事項について取締役会決議により行うことができる旨を規定しております。

当社は、長期的発展の礎となる財務体質強化のための内部留保の充実と安定配当を基本として、連結配当性向25%以上を目標といたします。

内部留保金は、将来にわたっての競争力を維持・成長させるための投資資金として有効に活用する方針です。

当社は、配当は原則として、中間配当及び期末配当の年2回実施することとしております。当事業年度につきましては、中間配当1株当たり2.5円を実施しており、上記方針のもと、当期の業績、財務状況等を総合的に勘案した結果、期末の普通配当は1株当たり12.5円といたします。

なお、当社は2020年10月1日付で普通株式につき5株を1株とする株式併合を行っております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	54,861	流 動 負 債	42,188
現金及び預金	2,893	支払手形及び買掛金	25,544
受取手形及び売掛金	34,421	短期借入金	9,680
電子記録債権	1,896	リース債務	132
商品及び製品	1,917	未払法人税等	1,137
原材料及び貯蔵品	10,384	賞与引当金	735
動 物	285	そ の 他	4,957
そ の 他	3,111	固 定 負 債	14,268
貸倒引当金	△49	長期借入金	11,221
固 定 資 産	44,390	リース債務	762
有 形 固 定 資 産	34,521	繰延税金負債	10
建物及び構築物	13,477	役員株式給付引当金	103
機械装置及び運搬具	12,776	退職給付に係る負債	2,099
土地	6,538	資産除去債務	5
リース資産	814	そ の 他	64
建設仮勘定	258	負 債 合 計	56,457
そ の 他	656	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	363	株 主 資 本	41,559
そ の 他	363	資 本 金	10,000
投 資 其 他 の 資 産	9,505	資 本 剰 余 金	10,484
投資有価証券	8,019	利 益 剰 余 金	21,197
長期貸付金	348	自 己 株 式	△122
破産更生債権等	411	その他の包括利益累計額	730
繰延税金資産	449	その他有価証券評価差額金	859
そ の 他	700	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	28
貸倒引当金	△424	為 替 換 算 調 整 勘 定	△109
資 産 合 計	99,251	退職給付に係る調整累計額	△47
		非 支 配 株 主 持 分	504
		純 資 産 合 計	42,794
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	99,251

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 上	高 価	214,120
売 上 原 価	192,163	
売 上 総 利 益	21,956	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	16,284	
営 業 利 益	5,672	
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	168	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	17	
備 蓄 保 管 収 入	140	
補 助 金 収 入	164	
そ の 他 収 入	194	685
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	99	
売 上 割 引	31	
開 閉 業 費 用	94	
そ の 他 費 用	51	276
経 常 利 益	6,081	
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	117	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	32	
事 業 補 助 金 収 入	21	
補 助 金 収 入	535	706
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	16	
固 定 資 産 除 却 損	90	
固 定 資 産 圧 縮 損	26	
減 損 損 失	42	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	106	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	5	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	8	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	18	315
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	6,472	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,950	
法 人 税 等 調 整 額	21	1,972
当 期 純 利 益	4,500	
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	61	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,438	

招集（通知）

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	10,508	18,238	△115	38,631
当期変動額					
剰余金の配当			△1,480		△1,480
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,438		4,438
自己株式の取得				△10	△10
自己株式の処分		0		0	0
株式給付信託による 自己株式の処分				3	3
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		△24			△24
当期変動額合計	—	△24	2,958	△6	2,927
当期末残高	10,000	10,484	21,197	△122	41,559

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券 評価差額金	繰上 延 ツ ジ 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2	26	△130	△41	△143	418	38,906
当期変動額							
剰余金の配当							△1,480
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,438
自己株式の取得							△10
自己株式の処分							0
株式給付信託による 自己株式の処分							3
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	857	2	21	△5	874	86	960
当期変動額合計	857	2	21	△5	874	86	3,888
当期末残高	859	28	△109	△47	730	504	42,794

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,935	流動負債	35,346
現金及び預金	1,053	買掛金	23,442
受取手形	6,030	短期借入金	5,725
売掛金	27,084	リース債務	114
商品及び製品	1,507	未払金	1,272
材料及び貯蔵品	10,212	未払費用	1,601
前渡金	324	未払法人税等	971
前払費用	473	預り金	1,637
短期貸付	1,294	賞与引当金	582
その他貸倒引当金	213	固定負債	8,370
	△740	長期借入金	5,788
固定資産	33,457	リース債務	741
有形固定資産	23,690	退職給付引当金	1,733
建物	7,708	役員株式給付引当金	103
構築物	1,369	資産除去債務	3
機械及び装置	8,873	負債合計	43,716
車両及び運搬具	43		
工具器具及び備品	321		
土地	4,570		
リース資産	778		
建設仮勘定	23		
その他	2		
無形固定資産	159	(純資産の部)	
借地権	1	株主資本	37,882
ソフトウェア	154	資本金	10,000
その他	2	資本剰余金	12,677
投資その他の資産	9,607	資本準備金	2,500
投資有価証券	4,469	その他資本剰余金	10,177
関係会社株	4,014	利益剰余金	15,328
出資	35	その他利益剰余金	15,328
長期貸付	333	繰越利益剰余金	15,328
関係会社長期貸付	170	自己株式	△124
破産更生債権等	144	評価・換算差額等	793
長期前払費用	65	その他有価証券評価差額金	765
繰延税金資産	157	繰延ヘッジ損益	28
その他	460	純資産合計	38,676
貸倒引当金	△242		
資産合計	82,393	負債及び純資産合計	82,393

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 上	高	179,278
売 上 原 価	価 値	162,627
売 上 総 利 益	益	16,650
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費	11,734
営 業 利 益	益	4,915
営 業 外 収 益	益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	184	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2	
備 蓄 保 管 収 入	140	
補 助 金 収 入	164	
そ の 他	132	624
営 業 外 費 用	費	
支 払 利 息	59	
売 上 割 引	31	
開 閉 業 費 用	48	
そ の 他	35	175
経 常 利 益	益	5,364
特 別 利 益	益	
固 定 資 産 売 却 益	111	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	32	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	2	
事 業 譲 渡 益	37	
補 助 金 収 入	508	692
特 別 損 失	損 失	
固 定 資 産 売 却 損	2	
固 定 資 産 除 却 損	67	
減 損	14	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	106	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	26	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	124	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	18	360
税 引 前 当 期 純 利 益	益	5,696
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,668	
法 人 税 等 調 整 額	40	1,709
当 期 純 利 益	益	3,986

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本計
		準備金	その剰余金	他剰余金	資本剰余金計	その剰余金		
当期首残高	10,000	2,500	10,177	12,677	12,822	12,822	△117	35,382
当期変動額								
剰余金の配当					△1,480	△1,480		△1,480
当期純利益					3,986	3,986		3,986
自己株式の取得							△10	△10
自己株式の処分			0	0			0	0
株式給付信託による自己株式の処分							3	3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	0	0	2,506	2,506	△6	2,499
当期末残高	10,000	2,500	10,177	12,677	15,328	15,328	△124	37,882

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△52	26	△26	35,355
当期変動額				
剰余金の配当				△1,480
当期純利益				3,986
自己株式の取得				△10
自己株式の処分				0
株式給付信託による自己株式の処分				3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	818	2	820	820
当期変動額合計	818	2	820	3,320
当期末残高	765	28	793	38,676

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

フィード・ワン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 嶋原泰貴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 歌 健至 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィード・ワン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

フィード・ワン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 嶋原泰貴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 歌 健至 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式の手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、一部重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を表明いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

フィード・ワン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 矢野 栄一 ㊞

常勤監査役 齋藤 俊史 ㊞

社外監査役 椿 勲 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆様への安定的な利益還元を重視しつつ業績に対応した配当を行うことを基本とするとともに、長期的な経営基盤の維持・強化を図る方針であります。

つきましては、財務状況、配当性向等を総合的に勘案し、第7期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、2020年10月1日付で、当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合をしておりますため、先に実施しました中間配当金2円50銭を含め、当期の年間配当金は株式併合後の換算で1株につき25円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき、普通配当金12円50銭とし、総額493,232,838円といたしたいと存じます。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。現状において当社取締役会が迅速な意思決定ができる適正な規模と考え取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。（※は新任候補者）

1 やまうち たかし 山内 孝史 (1955年7月20日生)



所有する当社の株式数

27,207株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年 4月 三井物産(株)入社
- 1998年 4月 同社食料本部飼料畜産部
飼料穀物グループ主席
- 2001年 10月 同社食料本部飼料畜産部
飼料穀物室長
- 2006年 4月 同社食料・リテール本部
飼料畜産部長
- 2006年 6月 日本配合飼料(株)取締役
- 2008年 3月 三井物産(株)食料・リテール本部
食料・リテール業務部長
- 2009年 4月 同社食料・リテール副本部長
- 2012年 4月 同社食品事業副本部長
- 2012年 6月 日本配合飼料(株)代表取締役社長
- 2014年 10月 当社代表取締役社長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

山内孝史氏は、三井物産(株)に入社後、主に食品・飼料穀物部門に携わった後、日本配合飼料(株)及び当社において代表取締役を務めており、飼料畜水産業界に精通していることから、当社グループ全体の経営をリードし、業務執行を推進するのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

2 のぐち たかし 野口 隆 (1956年6月24日生)



所有する当社の株式数

16,731株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 ㈱横浜銀行入行
 2000年 5月 同行上大岡支店長
 2006年 4月 同行執行役員
 2010年 4月 同行常務執行役員
 2011年 6月 同行取締役常務執行役員ブランド戦略本部、営業統括部、事務統括部担当
 営業本部長 ブランド戦略本部長 ブロック営業本部統括
 2012年 5月 協同飼料(株)顧問
 2012年 6月 同社取締役専務執行役員
 2014年 10月 当社取締役専務執行役員
 2019年 4月 当社取締役副社長執行役員
 2021年 4月 当社代表取締役副社長執行役員管理本部長兼水産飼料部管掌 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

野口 隆氏は、金融機関における幅広い業務経験及び財務・会計上の知見を踏まえ、当社グループの経営管理・運営の強化に適任と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

3 はたなか なおき 畠中 直樹 (1958年5月13日生)



所有する当社の株式数

6,021株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 日本配合飼料(株)入社
 2004年 1月 同社関東支社営業部長
 2010年 4月 同社執行役員
 2012年 6月 同社取締役
 2013年 7月 同社常務取締役、飼料事業本部長
 2014年 10月 当社取締役
 2015年 10月 当社取締役常務執行役員
 2016年 4月 当社取締役専務執行役員
 2019年 4月 当社取締役専務執行役員畜産事業本部長兼研究所管掌 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

畠中直樹氏は、主に営業部門に携わり、日本配合飼料(株)において飼料事業を統括してきた実績とこれまでの豊富な営業経験を踏まえ、当社飼料事業の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

4

すずき つねお
鈴木 庸夫

(1957年3月2日生)



所有する当社の株式数

6,853株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 三井物産(株)入社
 2009年 6月 サンエイ糖化(株)代表取締役社長
 2013年 7月 日本配合飼料(株)執行役員
 2014年 10月 当社上席執行役員
 2017年 4月 当社常務執行役員
 2017年 6月 当社取締役常務執行役員
 2019年 4月 当社取締役専務執行役員
 2020年 4月 当社取締役専務執行役員社長室長兼経営企画部・品質保証部管掌 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

鈴木庸夫氏は、三井物産(株)に入社後、主に飼料・穀物部門に携わった経験と食品を製造する会社で代表取締役を務めた実績から飼料・食品業界に精通しており、当社経営企画部門の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

5

あらきだ ゆきひろ
荒木田 幸浩

(1961年10月10日生)



所有する当社の株式数

2,409株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 協同飼料(株)入社
 2008年 4月 同社関西支店長
 2010年 4月 同社執行役員
 2014年 10月 当社執行役員
 2017年 4月 当社上席執行役員
 2018年 6月 当社取締役上席執行役員
 2019年 4月 当社取締役常務執行役員食品事業本部長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

荒木田幸浩氏は、主に営業部門に携わり、協同飼料(株)における飼料事業の営業統括及び当社経営企画部門の経験を踏まえた畜水産業界に関する幅広い知識を有しており、当社食品事業の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

6

いしづか
石塚あきお
章夫

(1943年10月30日生)



所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 12月 福岡高等裁判所部総括判事
 2004年 12月 新潟家庭裁判所所長
 2007年 4月 獨協大学法科大学院非常勤講師
 2007年 7月 埼玉弁護士会弁護士登録
 2008年 4月 獨協大学法科大学院客員教授
 2011年 6月 日本配合飼料(株)社外監査役
 2015年 4月 獨協大学法科大学院非常勤講師
 2015年 6月 当社社外取締役 現在に至る

重要な兼職の状況 中浦和法律事務所代表弁護士

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

石塚章夫氏は、裁判官の経験及び法律の専門的知識を活かし、当社経営に対し適切な助言・監督等を行っております。また、弁護士として、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏には、法律の専門家としての観点で、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

7

久保田 紀久枝 (1948年3月6日生)



所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1972年 6月 埼玉大学教育学部助手
 - 1982年 10月 お茶の水女子大学家政学部講師
 - 1999年 4月 同大学生生活科学部教授
 - 2005年 4月 同大学理事・副学長
 - 2013年 4月 同大学名誉教授
東京農業大学総合研究所教授
神奈川工科大学客員教授
 - 2016年 4月 東京海洋大学監事（非常勤）
 - 2019年 6月 当社社外取締役
 - 2019年 7月 東京農業大学監事（非常勤） 現在に至る
- 重要な兼職の状況** お茶の水女子大学名誉教授
東京海洋大学監事（非常勤）
東京農業大学監事（非常勤）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

久保田紀久枝氏は、名誉教授を務めるお茶の水女子大学で食品の科学等の研究に長く携わっており、主に当社の食品事業に関する専門的知識を有していることに加え、国立大学法人の監事を務めるなど、当社の経営全般に関して客観的な視点で有益な助言及び提言をいただけるものと判断して、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

同氏には、食品事業の分野における専門家としての観点で、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

8

ごとう けいぞう
後藤 敬三

(1950年7月14日生)



所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年 4月 大蔵省入省
- 1998年 7月 関東信越国税不服審判所長
- 1998年 8月 仙台国税局長
- 1999年 7月 名古屋国税局長
- 2000年 7月 大臣官房審議官
- 2001年 7月 国税不服審判所次長
- 2002年 7月 放送大学学園理事
- 2005年 6月 日本貨物鉄道(株)常勤監査役
- 2008年 7月 一般社団法人金融先物取引業協会専務理事
- 2014年 4月 立教大学大学院経済研究科・特別任用教員（特任教授）
- 2020年 6月 当社社外取締役 現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

後藤敬三氏は、国税局における業務経験に加え、立教大学大学院経済研究科の特任教授を務められたことなどから金融・経済等に関する専門知識を有しております。また、日本貨物鉄道(株)の常勤監査役として培われた経験を活かして、客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

同氏には、金融・経済等の分野における専門家としての観点で、業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行っていただく役割を期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

9※

わたなべ
渡部おさむ
修

(1971年11月6日生)

新任



所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1994年 4月 三井物産(株)入社
 2006年 12月 MITSUI & CO. (Asia & Pacific) Pte Ltd Kuala Lumpur Branch, Produce & Provisions Division Deputy General Manager
 2012年 7月 三井物産(株)金属資源本部メタル事業部東陽光事業推進室長
 2014年 1月 同社食糧本部穀物事業第二部マルチグレン推進室長
 2017年 4月 かどや製油(株)海外営業部長
 2019年 7月 同社執行役員海外営業部長
 2020年 8月 MITSUI & CO. (Malaysia) Sdn Bhd General Manager, Food and Retail Business Division
 2021年 4月 三井物産(株)食料本部油脂・主食事業部長 現在に至る
重要な兼職の状況 三井物産(株)食料本部油脂・主食事業部長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

渡部 修氏は、三井物産(株)において主に携わった穀物・油脂事業に対する知見に加え、食品関係の会社で執行役員海外営業部長を務めるなど、海外事業、食品事業における業務経験を有しており、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで、当社の経営体制の強化につながると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

同氏には、海外事業、食品事業の業務経験者としての経験を活かし、当社事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで当社の経営体制の強化につながる役割を期待しております。

- (注) 1. 所有する当社の株式数は2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しております。なお、当社は2020年10月1日付で普通株式につき5株を1株とする株式併合を行っております。
- 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 石塚章夫、久保田紀久枝、後藤敬三及び渡部 修の各氏は、社外取締役候補者であります。
 - 石塚章夫、久保田紀久枝及び後藤敬三の各氏は東京証券取引所の定めに基づき当社の独立役員として指定し、同取引所に届出ております。なお、当社と各氏の間には顧問契約等の取引関係はありません。
 - 渡部 修氏は特定関係事業者（主要な取引先）である三井物産(株)の業務執行者（使用人）であり、当社と同社との間には原料等の取引があります。
 - 当社と石塚章夫、久保田紀久枝及び後藤敬三の各氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。
各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、渡部 修氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
 - 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
 - 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
 - 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 石塚章夫氏は2015年6月26日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって6年であります。久保田紀久枝氏は2019年6月21日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。後藤敬三氏は2020年6月23日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役矢野栄一氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

や の えい い ち 矢野 栄一 (1964年4月14日生)



所有する当社の株式数

1,320株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1987年 4月 農林中央金庫入庫
2012年 7月 同庫人事部能力開発室長
2014年 6月 同庫外為業務管理部長
2017年 6月 当社常勤社外監査役 現在に至る

■ 社外監査役候補者とした理由

矢野栄一氏は、金融機関で培った経営・財務に関する幅広い見識を有しているほか、当社の常勤社外監査役を4年間務める中で飼料畜水産業界に関する知識を深めており、また、当社の一部の重要な子会社の監査役も兼任しグループ各社の経営状況等についても精通していることから、全社的な目線で培った知見等を活かし、当社事業に対する監査体制の更なる強化を期待して、引き続き社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 所有する当社の株式数は2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しております。なお、当社は2020年10月1日付で普通株式につき5株を1株とする株式併合を行っております。
2. 矢野栄一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 矢野栄一氏は、社外監査役候補者であります。
4. 矢野栄一氏は、過去に当社の取引先である農林中央金庫の業務執行者(使用人)であったため、東京証券取引所の定める独立役員には指定していません。
5. 当社は矢野栄一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。矢野栄一氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ① 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 矢野栄一氏は2017年6月29日に当社社外監査役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。

株主総会会場ご案内図

■会 場 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 日輪（5階）



■交通機関 JR・私鉄・地下鉄「横浜駅」西口より徒歩約5分

※株主総会ご出席の株主様へのおみやげのご用意はございません。
予めご了承くださいませようお願い申し上げます。